

第三回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会 議事録

会議名	第三回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会
開催日時	令和4年11月24日(木) 午前10:00～午前12:10
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	楨村委員、瀬渡委員、荒川委員、堀内委員、高橋委員 以上5名
欠席委員	なし
事務局	環境部：広瀬副部長 環境政策課：吉川課長、西村課長補佐、梶井係長、東主査
発注支援業者	株式会社長大：山田、須長
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 特定事業の選定について</p> <p>3. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 入札説明書について</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 落札者決定基準について</p> <p>4. その他</p> <p style="padding-left: 2em;">次回の委員会について</p> <p>5. 閉会</p> <p><u>(配布資料)</u></p> <p style="padding-left: 2em;">次第</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料1】特定事業の選定</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料2】入札説明書</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料3】落札者決定基準</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料4】要求水準書</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料5】基本協定書(案)</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料6】事業契約書(案)</p> <p style="padding-left: 4em;">【資料7】特定部品の供給等に関する協定書(案)</p>
会議の公開/非公開	<p>非公開</p> <p>公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p> <p>(橿原市情報公開条例第6条第1項第5号及び第6号に該当)</p>
担当部署 (事務局)	<p>環境部 環境政策課</p> <p>〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18</p> <p>TEL：0744-47-3511 / FAX：0744-24-9716</p> <p>E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp</p>

次第1：開会

委員長より、開会にあたっての挨拶。

次第2：報告

(1) 特定事業の選定について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員C)

VFMを算出した基礎資料を参照することは可能か。

(事務局)

VFMの算出根拠については入札公告前ですので詳細な資料は今回提示できません。後日改めて見ていただくことは可能です。市が自ら実施する場合とPFI事業で実施する場合を比較し、VFMを算出しています。

(委員長)

特定事業の選定についてはよろしいか。

【各委員了承】

次第3：議事

(1) 入札説明書について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員D)

橿原市はPFI事業の実績はあるか。

(委員E)

大和八木駅前のミグランスでPFI事業の実績があります。

(委員B)

5月上旬に選定委員会で提案に関するヒアリングを実施し、最優秀提案者を選定するのか。

(事務局)

5月上旬のプレゼンテーションを選定委員会で審査し、最優秀提案者を選定していただきます。審査結果を踏まえて5月下旬に市が落札者を決定します。

(委員 B)

「ヒアリングの実施」の記載だけではわかりづらい。説明を追加してほしい。

(事務局)

記載について検討します。

(委員 A)

P.7～P.10の③提出先に「第8-4を参照すること。」とあるが、P.19の8-4に「第」がついていない。8-4に問合せ先、提出先を明記した方が良い。

(事務局)

わかりやすく訂正します。

(委員 D)

問合せ先、提出先を環境政策課と明記した方がいい。

(事務局)

わかりやすく訂正します。

(委員 A)

P.1でPFI法について記載があるが、PFI法の正式名称を入札説明書の当初に明記した方がいい。

(事務局)

入札説明書の当初にPFI法の正式名称を追記します。

(委員 A)

P.3⑥の「良好な状態」の内容が不明である。入札説明書、要求水準書に記載されているのか。

(事務局)

「良好な状態」について要求水準書P.18の5に記載されています。

(委員 A)

P.4 の(1)②に SPC とあるが、SPC の説明があった方が良い。

(事務局)

入札説明書の当初に注釈を追記します。

(委員 A)

P.4 の(1)②に「構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとする。」と記載した方が良い。

(事務局)

明記するように検討します。

(委員 A)

P.4 (1) の③に「代表企業は最大出資者になるものとする。」と記載した方が良い。

(事務局)

説明を追記します。

(委員 A)

P.4 (2) の「資本金において関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者ではないか。

(事務局)

「当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、」と訂正します。

(委員 A)

P.4 (2) の「人事面において関連がある者」とは企業を指しており、「当該企業の役員を兼ねている者」は人を指す表現である。

(事務局)

適切な表現に修正します。

(委員 A)

P.6 (5) アの「審査結果の公表以外には使用しないものとする。」の主語が市であると明記した方が良い。

(事務局)

主語が市であると明記します。

(委員 A)

P. 13 の 4-6 について、予定価格を事前公表するメリット、デメリットはあるのか。PFI 事業では予定価格を事前公表することが一般的なのか。

(発注支援業者)

予定価格は事業規模の目安として公表した方が良いです。デメリットは予定価格に合わせた提案がされることです。PFI 事業では一般的に予定価格は公表される場合が多いです。公表しない場合は予定価格以上の提案がされ、事業者が時間と費用をかけた提案が審査に進めない可能性があります。

(事務局)

落札者決定基準では予定価格より金額が低いほど点数が高くなります。

(委員 A)

斎場で PFI-R0 事業を実施した事例はあるか。

(事務局)

約 1 年前に調査した中では斎場の PFI-R0 事業の事例はありませんでした。今後斎場で PFI-R0 事業の導入を検討している事例はあると聞いています。

(委員 C)

P. 14 で選定委員会の構成を公表する必要はあるのか。

(事務局)

一般的に委員会の委員構成は公表しています。既にホームページで公表しています。

(委員 B)

P. 14 で選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため働きかけ等を行った場合、失格になるという文言を入れた方が良い。

(事務局)

文言を追加します。

(委員 D)

P. 21 (2) のサービス購入料 B1～B4 を維持管理・運営期間で平準化した支払いとはどのような意味か。

(事務局)

基本的には事業者が提案した維持管理・運營業務に係る金額を事業期間でならして、同じ金額を支払っていきます。その中で毎年物価指数を勘案して金額を算定し、事業者と協議して金額を決定します。

(委員 D)

燃料費の変動についても物価指数を金額に反映するのか。

(事務局)

燃料費についても物価変動を考慮して支払金額を決定します。

(委員 B)

SPC が指定管理者になるのか。

(事務局)

仮契約の締結後、議会の議決により、事業契約締結と同時に SPC を指定管理者に指定します。

(委員 D)

指定管理者は 29.5 年間継続して指定できるのか。

(委員 E)

本事業では長期間委託することにより事業効率、サービスの向上が見込まれ、指定管理者を長期間指定することが可能です。

(委員 C)

P. 21 のサービス購入料 B5 の計算式の火葬炉回転数 88,840 回を見直すことはあるのか。

(事務局)

サービス購入料 B5 の計算に使用する火葬炉回転数は事業期間中に変更しません。ただし、入札公告時には精査した火葬炉回転数に変更する可能性があります。

(委員長)

入札説明書についてはよろしいか。

【各委員了承】

次第3：議事

(2) 落札者決定基準について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員 B)

P.3 の評価項目と要求水準書、様式との対応がわかるようにした方が良い。P.4 の事業継続計画の内容が災害時の対応であるので項目の名称を変更した方が良い。P.5 の「上記 4-2」は「上記 4-3」ではないか。

(事務局)

評価項目と要求水準書の対応は様式集 P.5 に記載していますが、わかりやすく明記します。事業継続計画についてはわかりやすい記載に変更します。P.5 の「4-2」の評価項目は「4-3」に修正します。

(委員 B)

評価項目が様式、要求水準書と全て対応しているわけではないので、わかるように記載した方が良い。

(発注支援業者)

対応については様式集 P.10 に記載しています。

(委員 D)

P.5 の予定価格 A、インセンティブ分界価格 B は公表されるのか。

(事務局)

入札公告時に明記します。

(委員 D)

入札価格はインセンティブ分界価格を超えてはいけないのか。

(事務局)

超えてはいけないわけではありません。価格については予定価格が基準になります。

(委員 D)

インセンティブ分界価格より低くなるとどうなるのか。

(事務局)

価格の低下に対して価格点の加点割合が緩やかになります。

(委員 E)

P.4 の維持管理業務、運營業務に関する事項の配点は他の事例でも同様か。

(発注支援業者)

PFI-R0 事業の事例があまりありません。自治体が重視する項目の配点が高くなります。橿原市では維持管理運營業務に関する事項の配点は合計 30 点であり、橿原市として維持管理運營業務を重視していると考えます。

(委員 E)

維持管理業務と運營業務の配点と同じになっており、バランスは一般的にどう捉えられるか。

(発注支援業者)

維持管理と運営のどちらを重視するかということになります。維持管理業務に約 30 年間の修繕・更新が含まれますので、維持管理業務の配点は高くなります。運營業務についても維持管理業務と連動して丁寧に施設を使用し、運営していくことになるため、それぞれの配点は妥当です。

(委員 D)

約 30 年間の中で火葬炉の大規模修繕が必要になると思われるが、維持管理業務に含まれるのか。

(事務局)

事業者の提案にもよりますが、火葬炉の大規模改修を想定しています。大規模改修は維持管理業務に含まれます。

(委員 D)

P.4 のリスク管理はどの部分のリスク管理を指すのか。

(発注支援業者)

約 30 年間での税制変更、法令変更、不可抗力、担当者変更に伴う引継ぎ等のリスクについて、事業者が想定する内容と、その対応になります。

(委員 D)

リスク管理について具体的に明記した方が良い。

P.4 の事業継続計画は災害に関する内容のみで問題ないのか。

(発注支援業者)

事業継続計画には災害等の有事にどのように運営していくかについて書いていただきます。

リスク管理には事業を継続していくうえで発生すると予想される内容と、その対応について書いていただきます。

(委員 A)

実施方針の別紙のリスク分担表の内容がリスク管理の内容として想定されているのか。

(発注支援業者)

リスク分担表に記載されているものが主に想定されます。

(委員 C)

選定委員会で評価項目を具体的にどのように評価するのか。

(事務局)

3月の第4回選定委員会で説明します。

(委員 A)

P.3の施設計画で家族葬祭場についての記載は不要か。

(事務局)

現在の家族葬祭場について、葬祭場としての使用は終了します。小規模葬祭場で家族葬を行っていただきます。小規模葬祭場と家族葬祭場については要求水準書に詳細を記載しています。

(委員 A)

P.3の2(6) 施工計画、施工方法、工事期間中の配慮事項に安全性の配慮について追加した方が良い。

(事務局)

安全性の配慮について明記します。

(委員 A)

P.4の「3 維持管理業務に関する事項」は「3 維持管理業務に関する事項」に訂正が必要である。

(事務局)

そのように訂正します。

(委員 A)

P.4の3のアと4のアの「個別業務の提案」は「個別業務に関する提案」の方が良い。

(事務局)

全体のバランスを踏まえて検討します。

(委員 B)

待合棟の小規模葬祭場と家族葬祭場は同じものか。

(事務局)

改修後は現在の家族葬祭場は使用しません。改修後は小規模葬祭場のみの残り、小規模葬祭場で家族葬を行います。

(委員 B)

要求水準書 P.26 に家族葬祭場と小規模葬祭場について記載があり、旧名称と新名称が混在している。待合ロビーと待合スペースという用語があり、何を指すのかわかりづらい。用語を統一し、わかりやすくした方が良い。

(事務局)

用語について見直し、わかりやすく修正します。

(委員長)

落札者決定基準についてはよろしいか。

【各委員了承】

次第4：その他

○ 次回の委員会について

事務局より説明。

・次回の選定委員会では落札者の選定方法の詳細についての審議を予定している。3月頃の開催を予定しており、委員には改めて連絡する。

次第5：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。